七　災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。

八　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

九　公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法第百二条第一項第一号に規定する平成二十七年度以前に発行された地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に規定する地方債（平成二十八年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第一号の表第八号一及び二に規定する算定方法に準じて算定した額

ロ　簡易水道事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

ハ　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設若しくは林業集落排水施設に係る災害復旧事業に要する経費又は都道府県が行うこれらの施設に係る災害復旧事業に対する法令に基づく負担金の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

二　激甚な災害による被害を受けた市町村（指定都市を除く。）が経営するガス事業、上水道事業（高料金上水道事業を除く。）、軌道事業（地下高速鉄道事業に該当するものを除く。）及び自動車運送事業であつて次に掲げる事業のいずれか一に該当するものに係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるた

八　災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。

九　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

十　公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第一号の表第九号一及び二に規定する算定方法に準じて算定した額

ロ　簡易水道事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

ハ　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設若しくは林業集落排水施設に係る災害復旧事業に要する経費又は都道府県が行うこれらの施設に係る災害復旧事業に対する法令に基づく負担金の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

二　激甚な災害による被害を受けた市町村（指定都市を除く。）が経営するガス事業、上水道事業（高料金上水道事業を除く。）、軌道事業（地下高速鉄道事業に該当するものを除く。）及び自動車運送事業であつて次に掲げる事業のいずれか一に該当するものに係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるた